

規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継をした権利に係る当該承継に伴う登記であつて、機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下この条において「事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）附則第四条第一項の規定により事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下この条において「基金」という。）が保有機構から承継をし、同項の規定により機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団（以下この条において「事業団」という。）が基金から承継をし、さらに、同項の規定により機構が事業団から承継をした当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき機構が保有機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

第八十四条の四を次のように改める。

#### 第八十四条の四 削除

第八十四条の五を次のように改める。

（産業再生委員会の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の五 株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第十号(一)カ中「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第 号)第十八条第一項(登記)の委員若しくは」とする。

第八十五条第一項中「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に改める。

第八十七条中「規定する清酒」の下に「若しくは同条第四号に規定する合成清酒(第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。)」を加え、「若しくは果実酒」を「果実酒若しくは発泡酒(同法第二十二條第一項第十号イ(1)に該当するものを除く。以下この条において「発泡酒」という。)」に改め、「平成元年四月一日」の下に「(合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日)」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「限るものとし、同法」を「限るものとし、当該移出につき同法」に改め、「規定にかかわらず」の下に「次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の七十」を「同表の下欄に定める割合」に改め、同条に次の表を加える。

酒 類	期 間	割 合
-----	-----	-----

清酒又はしょうち ゆう甲類	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五
合成清酒、果実酒 又は発泡酒	平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の七十
しょうちゆう乙類	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

第八十七条の四を次のように改める。

第八十七条の四 削除

第八十七条の五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に改める。

第六章第二節中第八十七条の六を第八十七条の七とし、第八十七条の五の次に次の一条を加える。

(ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の六 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項

の規定によりビール（同法第三条第七号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から三年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

2 平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受ける

ものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

3 前二項に規定するビールの製造者が、相続（包括遺贈を含む。）により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。）又は合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人である場合における前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八條第一項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「当分の間」を削り、同条第二項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に、「前項」を「第一項」に改め、「当分の間」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千百二十六円とする。

第八十八条に次の一項を加える。

4 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百八十四円とする。

第八十八条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「五千円」を「六千円」に改める。

第八十九条第二項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の二の節名中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第九十条の四第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税

法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、平成十七年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取る時は、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

- 一 鉄鋼の製造に使用する石炭
- 二 コークスの製造に使用する石炭
- 三 セメントの製造に使用する石炭

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十



三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた特定石炭は、同項の承認を受けて当該特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

(引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税)

第九十条の四の三 電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭（以下この条において「沖

「沖繩発電用特定石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十九年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該沖繩発電用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)、第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)、第二十六条(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖繩発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖繩発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭(以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖繩発電用特定石炭」という。)をその免除に係る用途に供する者及び沖繩発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖繩発電用特定石

炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた沖縄発電用特定石炭は、同項の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該沖縄発電用特定石炭について第一項の規定により免

除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

第九十条の五の見出しを「(石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油石炭税の還付)」に改め、同条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭酸化水素の採取者」を「ガス状炭酸化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭酸化水素」を「ガス状炭酸化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の六の見出しを「(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)」に改め、同条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭酸化水素」を「ガス状炭酸化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭酸化水素の採取者」を「ガス状炭酸化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭酸化水素」を「ガス状炭酸化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第九十条の六の二の見出しを「(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)」に改め、同条第一項

中「石油税」を「石油石炭税」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の七第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第九十条の四の二第三項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 第九十条の四の三第三項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「平成十五年四月三十日」を「平成二十年四月三十日」に改める。

第九十条の十二第一項中「（平成十四年法律第八十七号）」を削る。

第九十一条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十一条の四の見出し中「株券」を「株券等」に改め、同条第一項中「証券取引所」の下に「（次項において「証券取引所」という。）」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「事業年度をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に、「株券に」を「株券又は前項に規定する優先出資証券に」に、「当該株券」を「当該株券又は当該優先出資証券」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口

数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

第九十三条第四項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十一号八及び第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十二号八及び第十三号二」に、「第六十二条の三第四項第十一号八及び第十二号二」を「第六十二条の三第四項第十二号八及び第十三号二」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に、「第七十条の四第三十二項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一

号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十条第一項中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十四条第五項及び第七項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第十六条第五項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第六項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

第十七条第三項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第六項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第十八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第二項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第五項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第二十六条の二第三項中「第六十八条の十六」を「第六十八条の二十九」に改め、同条第六項中「第六



十八條の十四から第六十八條の三十七まで」を「第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで」に改める。

第二十六條の三第一項中「第六十八條の九第二項」を「第六十八條の九第七項」に改め、同條第二項中「第六十八條の十六」を「第六十八條の二十九」に改め、同條第五項中「第六十八條の十四から第六十八條の三十七まで」を「第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで」に改める。

第二十六條の五第一項中「次條第十三項及び第十四項」を「次條第十四項及び第十五項」に改める。

第二十六條の六第五項中「この項及び第十一項」を「この條」に改め、同條第十七項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に、「第十四項まで」を「第十項まで」に改め、同項を同條第十八項とし、同條第十六項を同條第十七項とし、同條第十五項中「第二十六條の六第十三項」を「第二十六條の六第十四項」に改め、同項を同條第十六項とし、同條第十四項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項を同條第十四項とし、同條第十二項を同條第十三項とし、同條第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項」を「第九条の三」に改める。

第七条第二項中「内国法人」の下に「の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金

額」を加える。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査(当該締約国の刑事事件の捜査を除く。)に必要な情報(以下この項において「必要情報」という。)の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該締約国が当該

情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(身分証明書の携帯等)

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者